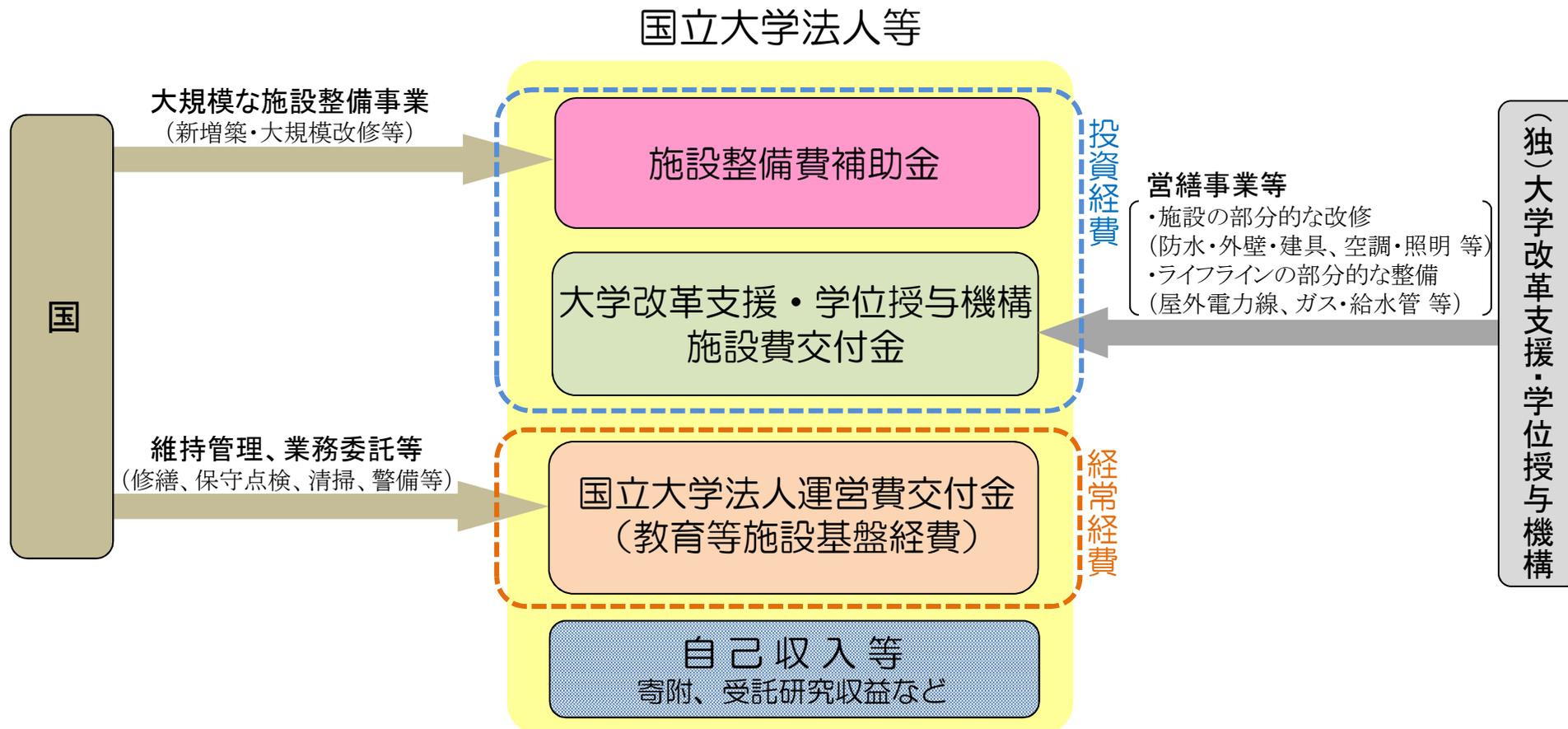


## 2. 国立大学法人等施設の現状と課題

# ○国立大学法人等の施設整備の仕組み

○法人化以降、大規模な施設整備(新增築、大規模改修等)は施設整備費補助金を基本的な財源とし、施設の維持管理(修繕、点検保守等)や事務委託(清掃、警備)等は運営費交付金(教育等施設基盤経費)として措置。また、各法人の土地処分収入の一部を活用し、営繕事業等に対して施設費交付金を交付。

○このほか、産業界等との連携や寄附等の自己収入による整備も実施。



※この他、附属病院については、財政融資資金を活用して整備

# ○国立大学法人等の施設に関わる制度改革等

## ○長期借入等の対象範囲の拡大(平成17年12月 国立大学法人法施行令改正)

国立大学法人の自主的な教育研究環境の整備充実の取組みを支援するため、長期借入金等の対象について、土地の取得、施設の設置若しくは整備又は設備の設置を追加。

【追加した対象】 ・一定の収入が見込まれる施設の用に供される土地の取得等であって、当該土地、施設又は設備を用いて行われる業務に係る収入をもって、当該土地の取得等に係る長期借入金等を償還できる見込みがあるもの 等

## ○土地等の第三者への貸付け範囲の拡大(平成28年5月 国立大学法人法改正)

大学の教育研究水準の一層の向上のために必要な費用に充てるために、文部科学大臣の認可を受ければ、国立大学法人の業務に関わらない用途として、将来的に大学で使用予定はあるものの、当面使用が予定されていない土地等を、第三者に貸付けることを可能とした。(平成29年4月より大学からの申請受付)

【想定されるケース】 ・民間事業者が借りた土地の上に建物を建設し、その建物を他の事業者へ貸し付けてテナントとして入居させる  
・民間事業者が借りた土地に学外者が主に使用する駐車場を設置する  
・キャンパス内の既存施設をオフィスや店舗として利用する

## ○中期目標期間終了時における積立金の繰り越し(国立大学法人法第32条第1項)

国立大学法人は、中期目標期間終了時において、積立金のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額は、次期中期目標期間における業務の財源に当たることができる。

【中期目標期間を超えて使用することの合理的な理由の主な例】(平成27年4月8日文部科学省高等教育局法人支援課通知)  
○キャンパス移転、病院再開発など、中期目標期間を超える周期で実施される大型プロジェクト事業等に関連する支出に対するものであって、当該財源を当中期目標期間から確保することに合理性が認められるもの。  
(例)・長期修繕計画に基づく施設長寿命化(延命化)のためのライフライン等整備費  
・学生支援及び外国人研究者・教職員のための宿舍整備費など

## ○競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針(平成26年5月29日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ)

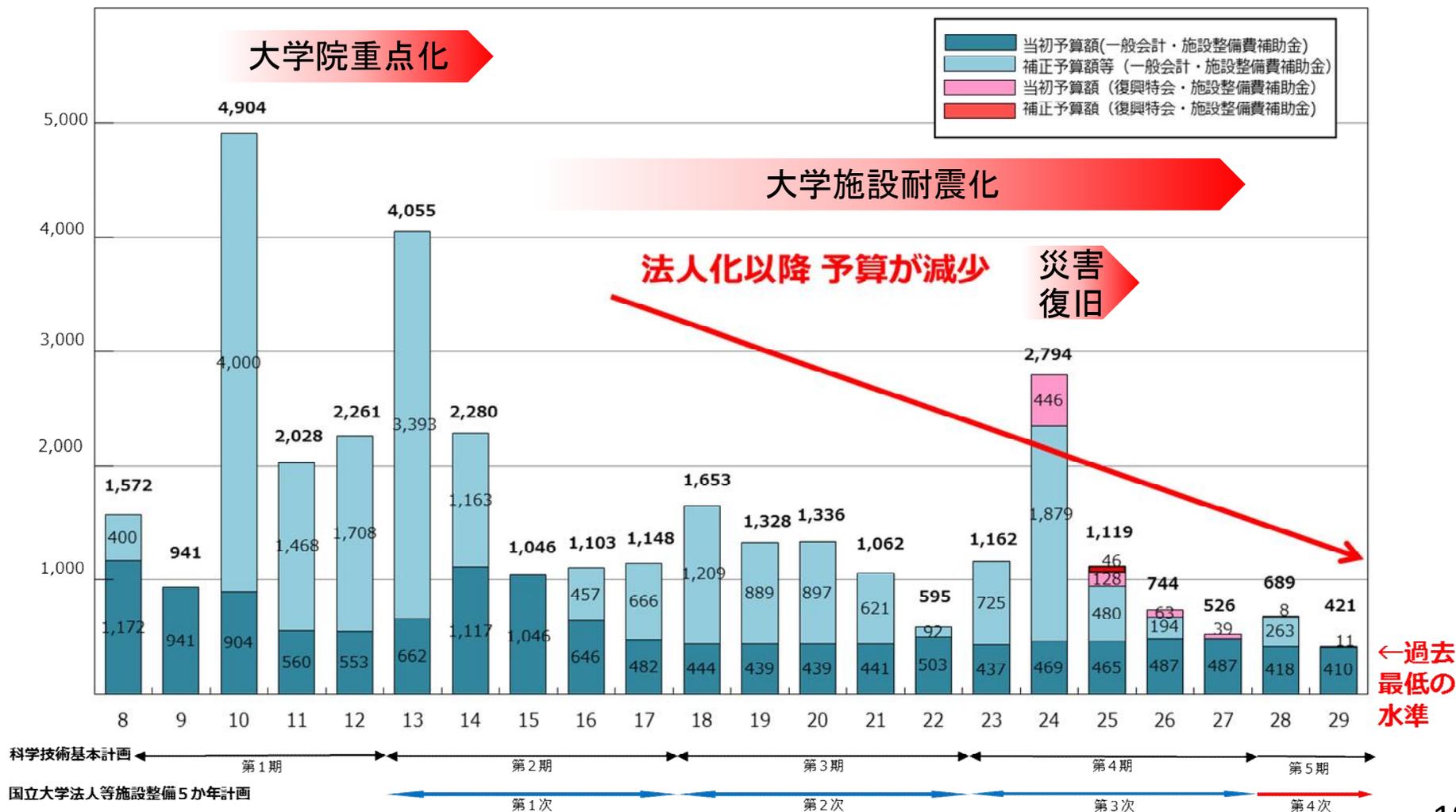
間接経費は、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能向上に活用するために必要となる経費に充当する。(用途の例:管理施設、研究棟、研究者交流施設等の整備、維持及び運営経費等)

(参考)間接経費 : 直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。間接経費の額は、直接経費の30%に当たる額

# ○国立大学法人等施設整備費予算額の推移

大学院の重点化や大学施設の耐震化、震災による災害復旧など、国の施策として施設整備に予算がついていたが、近年は非常に厳しい状況。

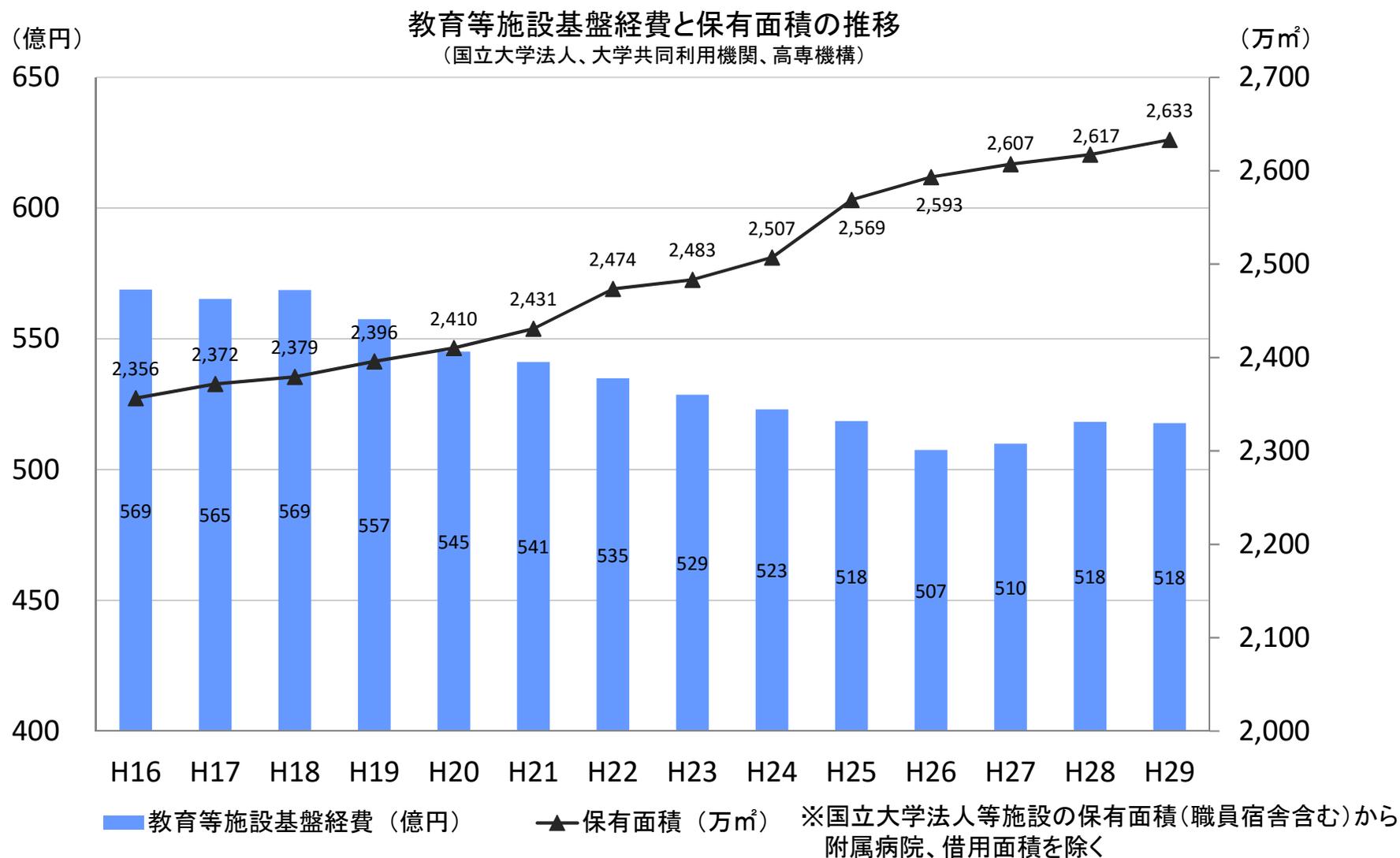
(単位：億円)



※四捨五入により合計は一致しない場合がある。

# ○運営費交付金(教育等施設基盤経費)と保有面積<sup>\*</sup>の推移

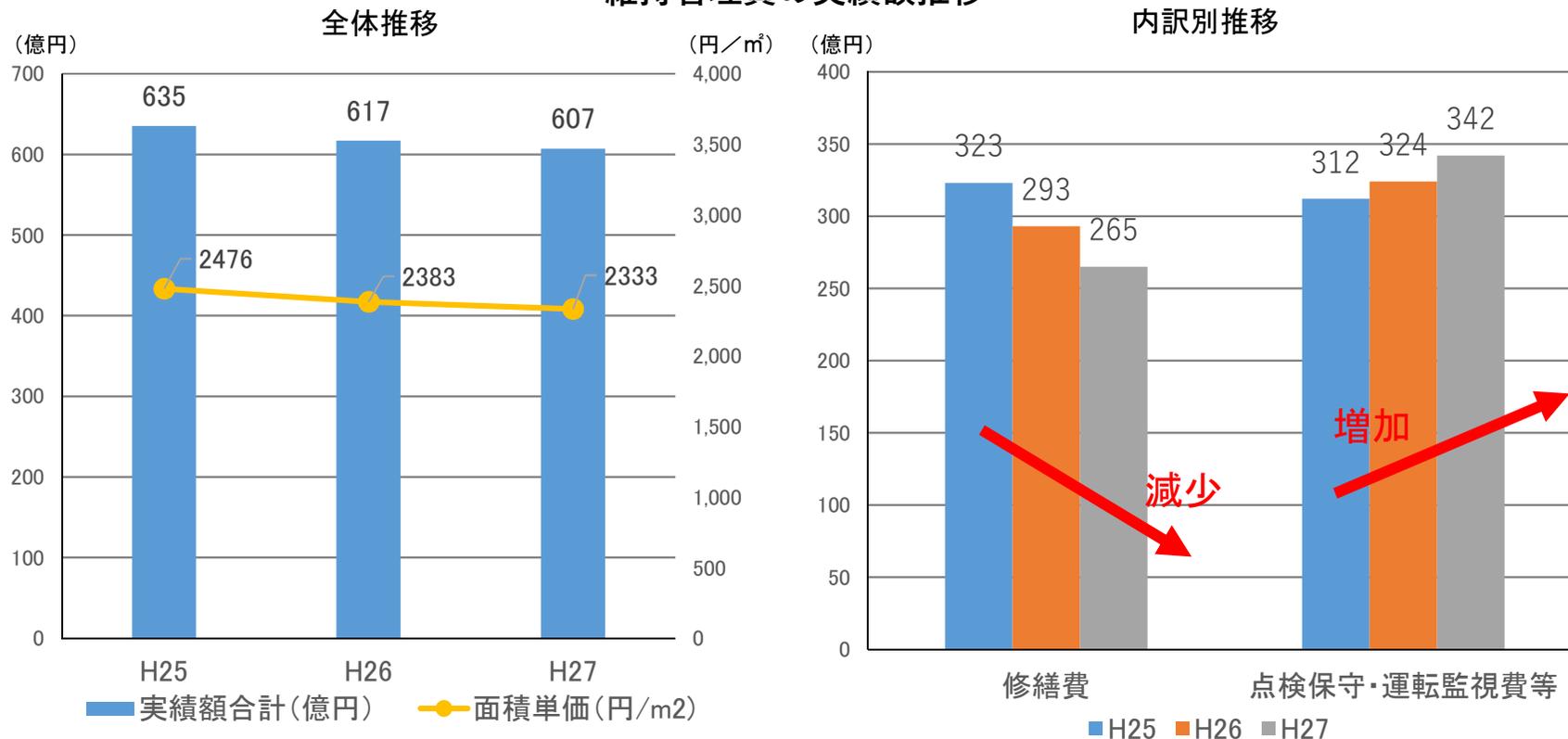
法人化時に比べ、教育等施設基盤経費は約10%(約50億円)減少しているが、保有面積は約13%(約277万m<sup>2</sup>)増加。



# ○維持管理費中の修繕費の減少

国立大学法人等における維持管理費全体の実績額は、ほぼ横ばいであるが、その内訳を見ると、老朽化による事故防止のための点検保守・運転監視費等が増加する一方、修繕費が減少。

維持管理費の実績額推移

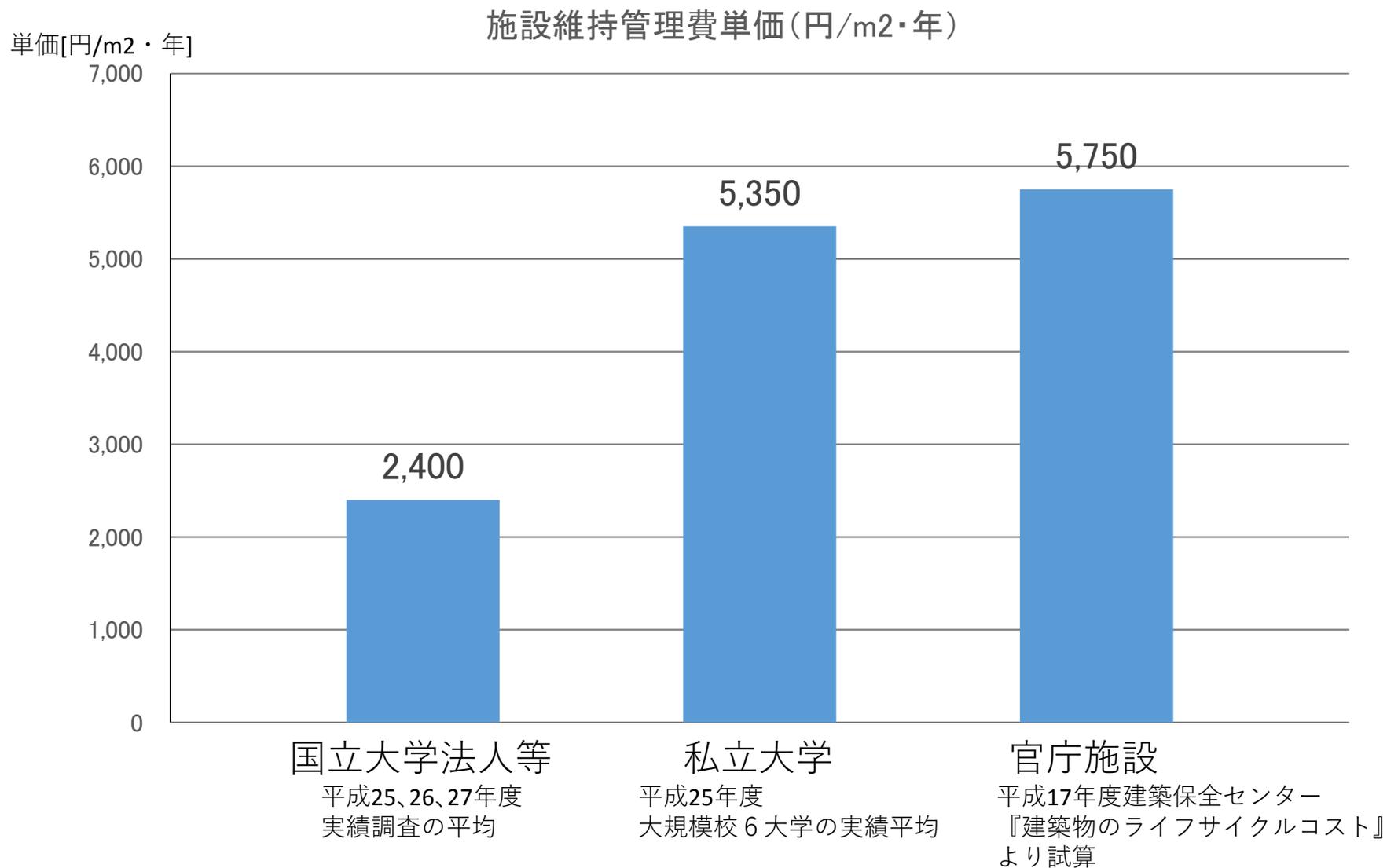


## <近年の保守点検業務に関する主な法改正>

- 平成20年度 外壁タイルの打診点検等、昇降機ロープ・ブレーキ等点検、換気設備・排煙設備の風量測定等
- 平成27年度 一定規模の冷媒ガス使用設備（主に空調設備）に対し、規模の応じて1年若しくは3年毎の点検を義務付け。冷媒ガス漏洩の場合は、ガス補充前修理の義務付け。

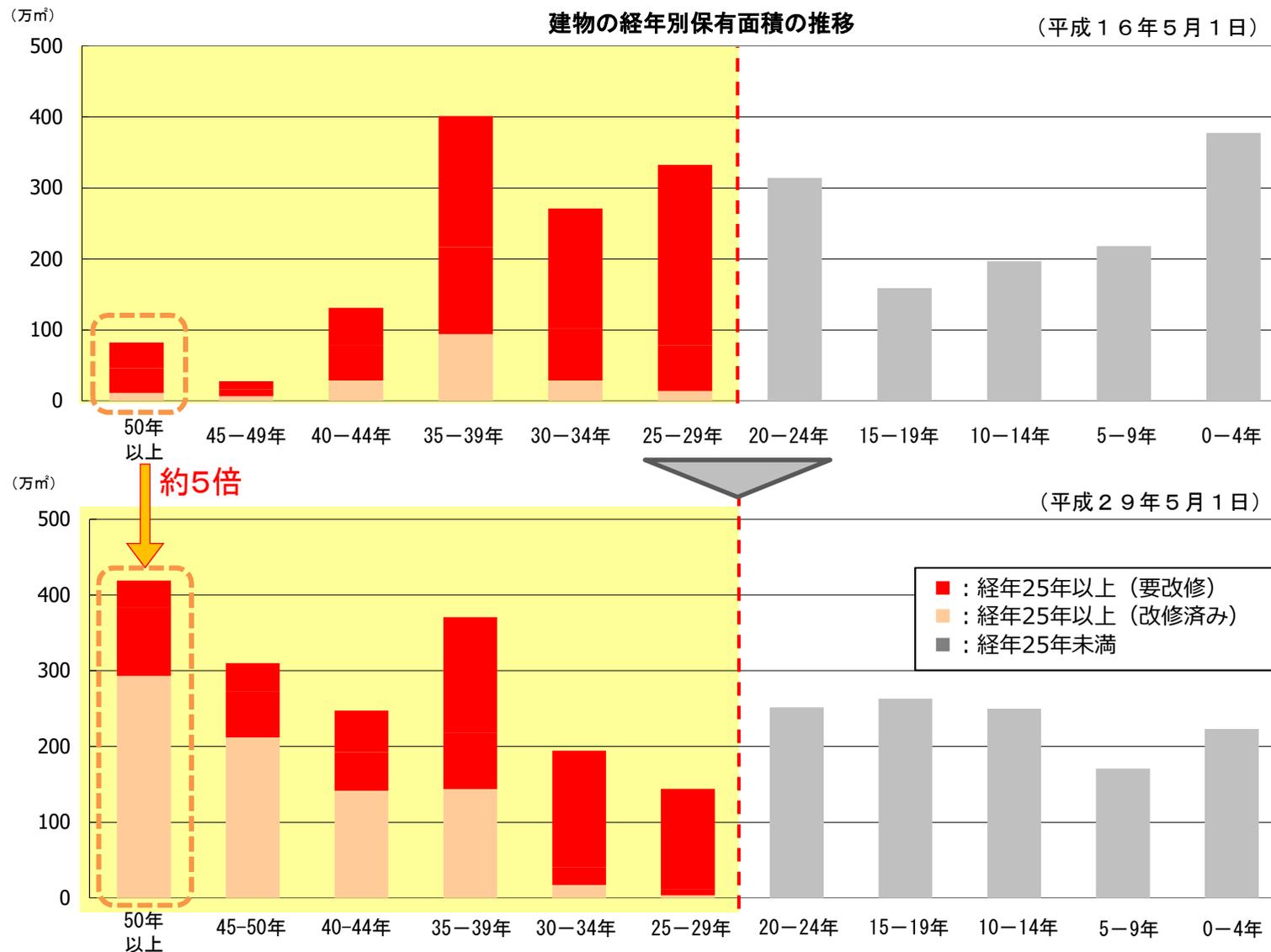
## ○私立大学等との維持管理費の比較

○国立大学法人等施設の維持管理費単価は、私立大学等施設の半額程度。



# ○建物の老朽化の状況とその影響

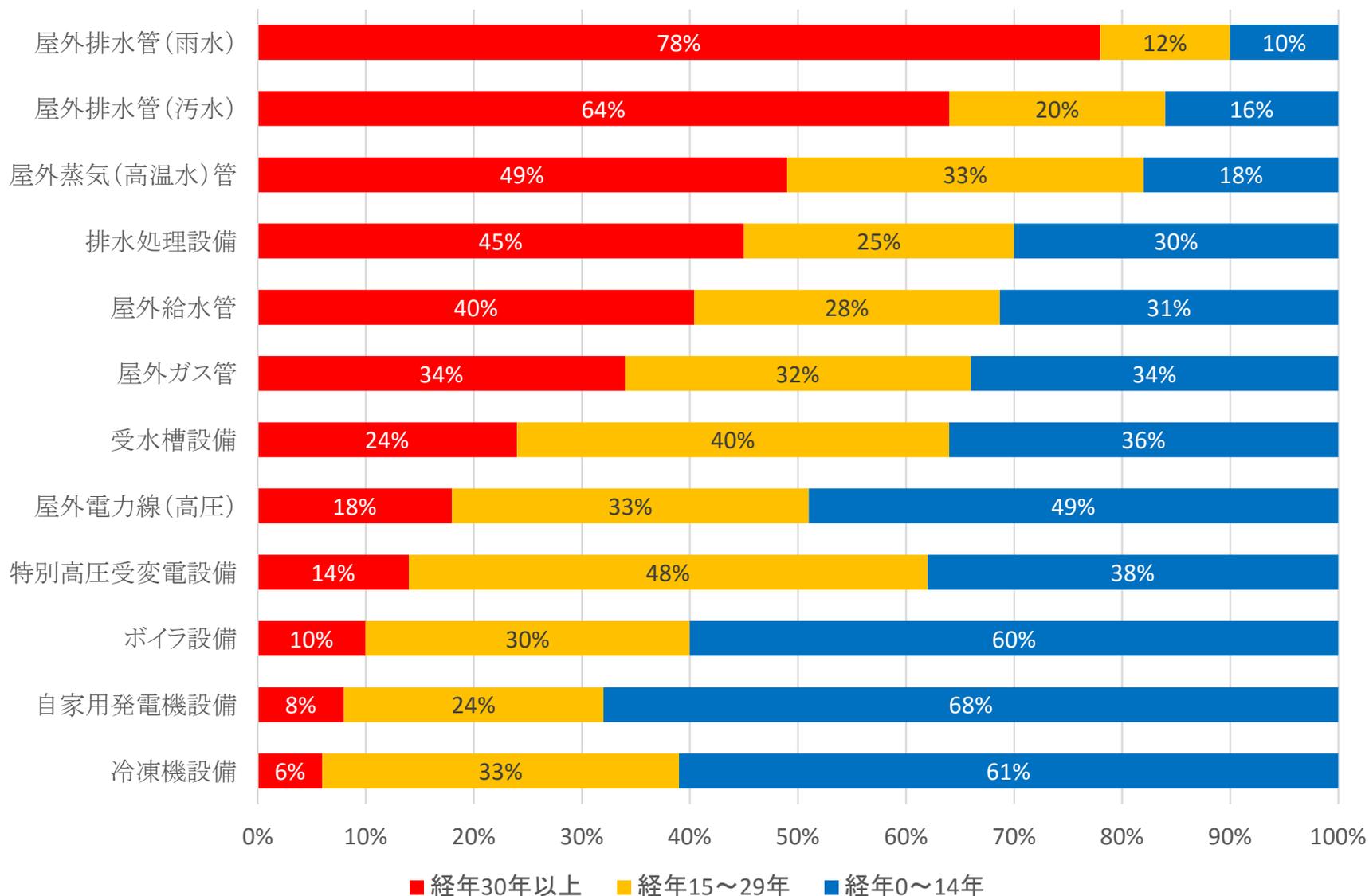
○経年25年以上の改修を要する施設は、全国で874万㎡(全保有面積の30.8%)。  
 ○特に、50年以上の施設は、法人化後に約5倍に増加。(82万㎡ ⇒ 419万㎡)



# ○ライフラインの老朽化の状況

○基幹設備(ライフライン)については、耐用年数を超えるものの割合が高い。

## 基幹設備(ライフライン)の経年割合

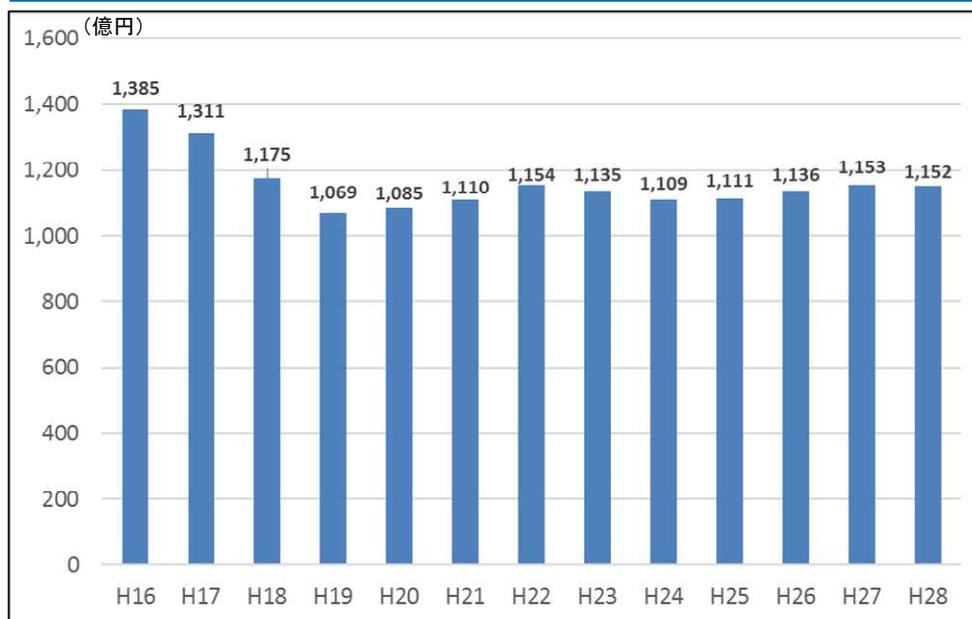


# ○減価償却費の推移と有形固定資産(建物)の残存度

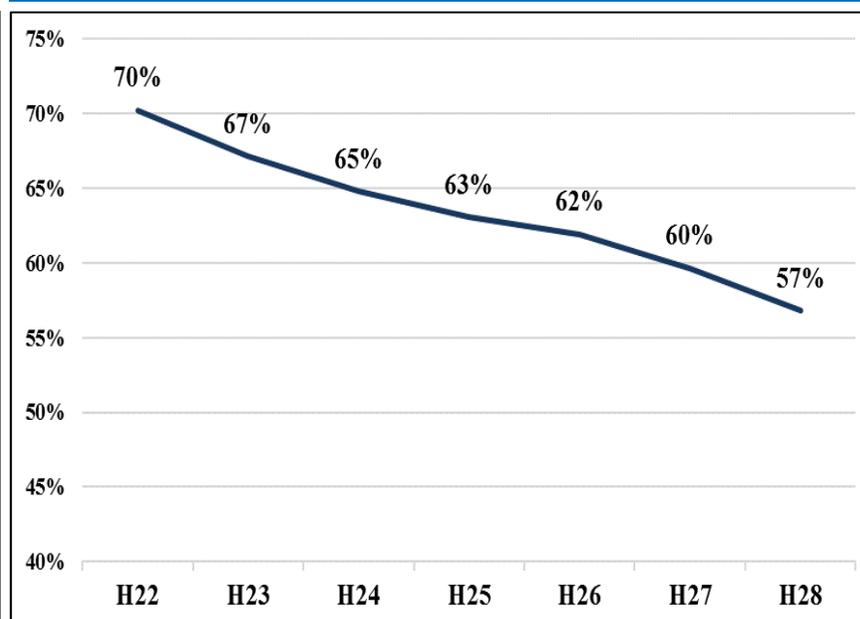
減価償却費は、ほぼ横ばいで推移※<sup>1</sup>しているが、近年は減価償却費と施設整備費補助金には大きなギャップが生じている。  
また、有形固定資産(建物)の残存度は年々低下しており、施設整備への投資以上に老朽化・陳腐化が進行している。

※<sup>1</sup> 償却期間が過ぎる償却資産見合い程度の投資しかされていないと考えられる

建物(特定償却資産※<sup>2</sup>)の減価償却費の推移



有形固定資産(建物)の残存度※<sup>3</sup>の推移



	H26	H27	H28	H29
減価償却費(億円)	1,136	1,153	1,152	—
施設整備費補助金(億円)	744	526	689	421

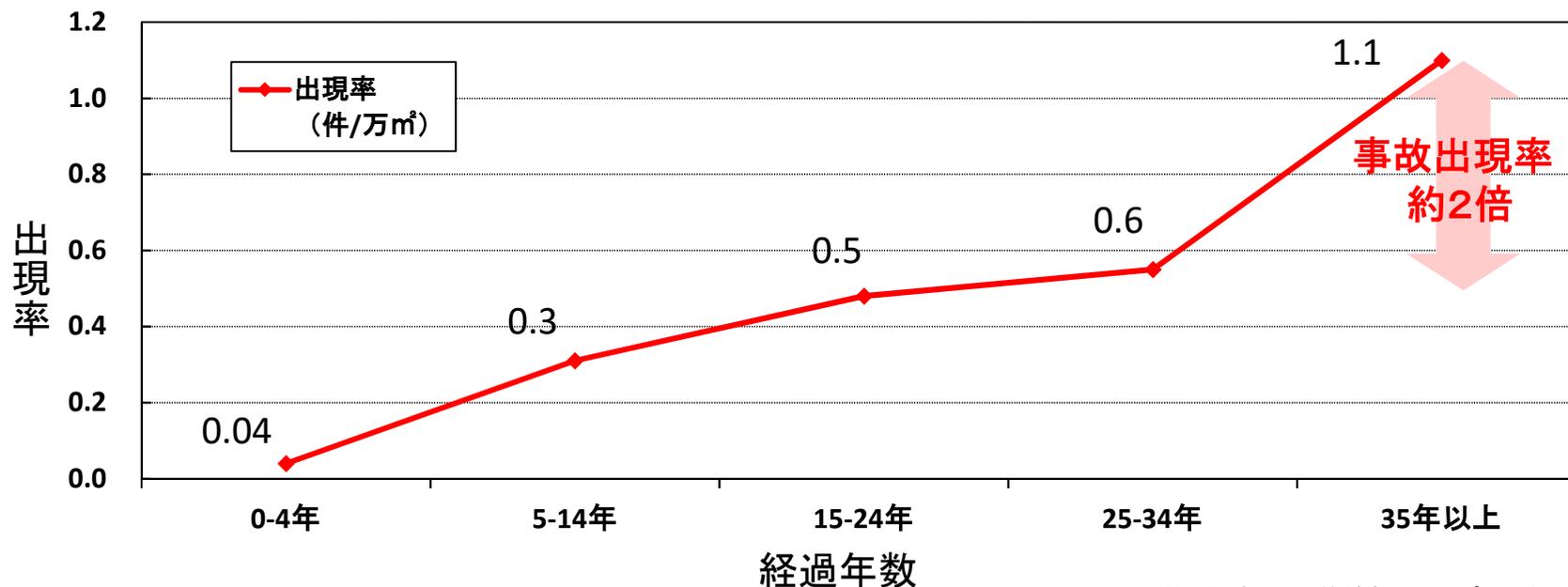
※<sup>2</sup> 特定償却資産：  
減価に対応すべき収益の獲得が予定されない教育研究施設等の資産  
(減価償却費は、減価償却費相当額を資本剰余金から減額(損益外減価償却))

※<sup>3</sup> 有形固定資産(建物)の残存度 =  $\frac{\text{有形固定資産(建物)の簿価}}{\text{有形固定資産(建物)の取得価格}}$

# ○老朽設備による事故出現率の増加

(文部科学省調べ)  
(平成 29 年 3 月調査)

未改修建物の1万㎡当たりの事故出現率



※出現率: 未改修建物の1万㎡当たりの事故発生率  
 ※過去4年間の事故発生件数と未改修面積をもとに算出

## 漏水



■給水管 経年47年  
劣化した配管から漏水し、断水。

## 空調停止



■空調機 経年26年  
内部部品が腐食したため、温度調節が出来ない状態。

## 停電



■分電盤 経年50年  
電気配線の老朽化による断線のため、停電。

## ガス漏れ



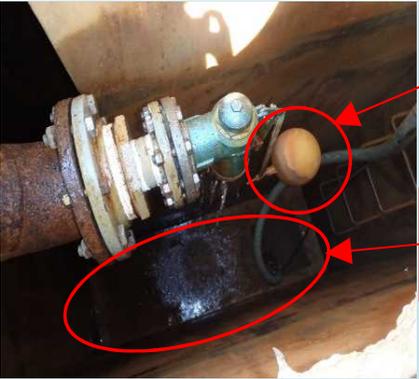
■ガス管 経年33年  
ガス配管老朽化によりガス漏れが生じたため、停止。

## E V 停止



■EV 経年35年  
故障により閉じ込め事故発生。

# ○施設・設備の老朽化による事故・不具合の事例

外 壁	屋上防水	内部建具
 <p>外壁タイル剥離状況</p>	 <p>雨漏れによる天井の汚れ</p> <p>雨漏れによる内装材の汚れ</p>	 <p>窓を完全に閉じることができない状況</p>
<p>外壁タイルが老朽化により剥離し落下。</p>	<p>雨漏れにより、資料やOA機器の水損や、内装材の汚れが生じた。</p>	<p>窓が金具不良により閉じられず、転落防止のため立ち入り禁止措置を行った。</p>
屋外給水	井水供給設備	低温室
 <p>漏水状況</p>	 <p>ボールタップ動作不良</p> <p>ボールタップ不具合による水位低下</p>	 <p>落下した天井材</p>
<p>屋外給水管が破損し、修繕のために広域での断水が必要となった。</p>	<p>井水供給設備が不具合を起こし、研究に必要な水が使用できなくなった。</p>	<p>結露により天井材が腐食し落下。研究機器等が破損し、研究に大きな支障が発生。</p>

# ○国立大学法人等施設に対する意見等①

## 一般社団法人 国立大学協会

○平成30年度予算における国立大学関係予算の充実及び税制改正について(要望)  
—国立大学が我が国の発展に貢献し続けるために—(平成29年8月9日)

- ◆国立大学施設整備費補助金の拡充及び施設の維持管理、基盤インフラの改善  
国立大学の施設については、老朽化が進行しているため、安全・安心な環境整備とSociety5.0の実現に向け、イノベーションに必要な施設整備補助金の拡充を要望します。  
また、インフラ設備の深刻な老朽化により、設備の故障等による支出が増加し、計画的な修繕が困難となるなど、大学経営を圧迫しています。戦略的に維持管理コストを軽減し、インフラ機器の更新等に対する新たな支援を要望します。

## 国公立大学振興議員連盟

○平成30年度予算における国公立大学法人関係予算の充実及び税制改正に関する決議  
(平成29年8月9日)

国立大学法人の運営費交付金は平成十六年の法人化以降十年以上にわたり削減が続いていたが、平成二十九年には、法人化以降初めての増額に転じ、国立大学の担う役割に一定の理解が示された一方で、これまでの削減累積によって、若手研究者の安定的雇用や基盤的な教育研究施設・設備の維持・更新にも支障を来し、多様で独創的な学術研究の推進に困難が生じている。

(中略)

二、国立大学の教育研究施設の老朽化を解消するとともに、インフラ設備を改善し、安全・安心で国際的に魅力ある環境を整備するため、国立大学法人等施設整備費補助金等を増額すること。

# ○国立大学法人等施設に対する意見等②

## 日本学術会議における提言〈関連箇所〉

### ○国立大学の教育研究改革と国の支援－学術振興の基盤形成の観点から－（平成29年6月27日）

#### 3 国立大学の財政基盤

##### (2) 財政構造の変化と窮乏化

他方で、競争的資金が増額されたが、運営費交付金の減額を補うには至らず、また、国立大学の収入構造を大きく変化させた。(中略) 諸経費と大学施設維持保全費の不足である。財政的危機の中で、長期的な観点から必要とされる支出が抑制されざるを得ない。国立大学財務経営センターが行った、国立大学の財務担当理事に対するアンケート調査(2006年、2008年、2014年)の集計結果をみると、諸経費の不足感がしだいに大きくなっている。諸経費の不足感(<やや不十分>及び<不十分>と回答した比率)は年々に増大している。特に「全学的施設整備費」はこの割合が77%から86%に、「全学的施設維持保全費」は64%から実に91%に増加した。

### ○学術の総合的発展と社会のイノベーションに資する研究資金制度のあり方に関する提言（平成29年8月22日）

#### 5 研究設備整備に関する現状と課題

これらの設備を収容し、研究を実施する施設についても、更新が滞って老朽化が進んでいる。(中略)国立大学や公的研究機関が真に自律的に教育研究を進めていくためには、国からの施設・設備の拡充を目的とした経常的な財政支援を増加させたいうえで、基盤的資金の中に減価償却費や維持管理・機能更新費を組み入れるとともに、外部資金の間接経費においても設備・施設利用への負担費を位置付けて、教育研究を持続的に発展させていく態勢を構築するべきである。

### ○我が国の大学等キャンパスデザインとその整備システムの改善にむけて(平成29年9月29日)

#### 要旨(抜粋)

大学等キャンパスは学生・教職員にとって学習・研究・教育の場として魅力的な場でなければならない(中略) 我が国の大学の戦略として、海外からの留学生を受け入れる視点からもキャンパス整備は重要である。(中略) 学生数が減少する傾向にある中で、施設の減築や再利用も考慮した再整備を、維持管理を含めた長期的なマスタープランに基づき進めていく必要がある。

#### (1) キャンパスデザインの改善

1) 我が国の大学等キャンパスは短期的な要請の中で、校舎・研究棟を増設してきたため、ややもするとまとまりのないキャンパスが作られる傾向にあった。一方、学生数が減少する傾向にある中で、施設の減築や再利用も考慮したキャンパス再整備を、維持管理を含めた長期的なマスタープランに基づき、計画的に進めていく必要がある。